

児童・家庭福祉

問題 91 意見表明等支援事業などに関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 意見表明等支援員は、子どもの未熟さを補い、専門知識に基づいて児童を指導するものである。
- 2 児童福祉に関する知識等を有する者が、児童の意向などを勘案して、児童相談所等の関係機関と連絡調整を行う。
- 3 児童養護施設等に入所中の児童，里親委託中の児童，一時保護中の児童は，この事業の対象である。
- 4 児童相談所の児童福祉司は，意見表明等支援員とは別に，単独で児童の意見を聴取することを控えなければならない。
- 5 児童養護施設の職員や里親は，児童の最善の利益を考慮して，意見表明等支援員に対して，養育についての自分の意見は述べないことが望ましい。

問題 92 事例を読んで、A市子育て支援課が最優先すべき初期対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Bさん(3歳)は、保育所を利用しているが、週1回も登園していない。父親は病気がちで仕事が続かず、母親は精神疾患があり自宅で寝ていることが多いため就労が難しく、家族は経済的に困窮している。Bさんはまだ発語がなく、このまま発育が遅れていくことを保育所は懸念している。Bさんがめずらしく登園した日、何日も入浴していないことに気づいた保育所は、Bさんがいる間にA市の虐待通告窓口にもなっている子育て支援課へ連絡し、ネグレクトの懸念を伝えた。

- 1 保育所に児童相談所へ通告するよう、働きかける。
- 2 保育所に児童発達支援センターと相談するよう、助言する。
- 3 緊急の受理会議を行い、Bさんが保育所にいる間に複数の職員で訪問し、児童の状況を把握する。
- 4 児童相談所へ連絡し、一時保護するよう要請する。
- 5 保育所に父母への生活保護制度の情報提供を依頼する。

問題 93 事例を読んで、Aさんの状況を踏まえ、B市子育て支援課がAさん親子の支援のために、この時点で危機介入として速やかに連携すべき機関・施設として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Aさん(32歳)から、これまでも「夫(35歳)から繰り返し暴言を浴びせられ、時に暴力を振るわれている。どうしたらよいか悩んでいる。夫から逃れたい」という相談を受けてきた。ある日「もう限界です」という訴えがあった。Aさんは、4歳の子を帯同しており、子には母親をかばう様子もみられる。Aさんの家庭は夫の収入によって生計を立てているが、その収入はほとんど夫が管理しており、Aさんは手元に所持金が全くない状況である。Aさんは、子とともに生活したいと望んでいる。B市子育て支援課は緊急受理会議を行った。

- 1 児童養護施設
- 2 母子生活支援施設
- 3 B市の女性相談支援員
- 4 女性自立支援施設
- 5 女性相談支援センター

問題 94 事例を読んで、市で子育て相談を担当するA職員(社会福祉士)が保護者に伝える内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Aのもとに保護者から下記の相談があった。

3歳児健診の際に医師から発達に課題があるかもしれないと指摘され、専門医を受診したところ、軽度の発達障害(自閉スペクトラム症)と診断された。しかし両親ともに発達障害や障害児福祉サービスについての知識がなく、不安だとのことだった。両親はともに常勤の会社員で、子どもは現在保育所を利用している。

- 1 障害児福祉手当の受給が可能である。
- 2 保育所の利用はできなくなる。
- 3 児童発達支援の利用が可能である。
- 4 放課後等デイサービスの利用が可能である。
- 5 医療型障害児入所施設への入所が可能である。

問題 95 こども基本法に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 「こども」について、18歳に満たない者と定義されている。
- 2 「こども施策」には、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援が含まれている。
- 3 基本理念の一つとして、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられることとされている。
- 4 都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めなければならない。
- 5 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務が明記されている。

問題 96 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 本法成立前までは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に婦人相談所や婦人保護施設が規定されていた。
- 2 本法における困難な問題を抱える女性とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある女性を指す。
- 3 都道府県は、厚生労働大臣が定めた困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に即して、基本的な計画を定めることができるとされている。
- 4 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 5 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護及び支援を目的とする女性自立支援施設を設置しなければならない。